

1x



9420-1 - 564

I-0631

0130

分類 I 4. 2. 0. 2)

6671A.628 /

671A.5053

發後 通三 發後
一三

公文書	受信	農林省 松村水産局長	發信	齋藤通商局長
	人名	中野露領水産組合 榎井組長	人名	齋藤通商局長
件名	「漁場」の「労働」保護」送		綴	本三郎 一ノ助 子三
	付件		込	
本件	本件「関」の「榎東執行委員会」機関紙掲載記事			
	譯出、上何等為参考、別紙「通」送付			
(別添各一書宛送付)				
外務省				

文書課長

公文書

淨書

正校(原稿)

淨書

主 通商局長

任

(起草) 昭和二年三月九日

課 第二課

通令

七號

大正昭和元年參朋拾壹日附

附屬書

通

参月拾日 接覽 (甲) 號用紙

65



9420-1

565

I-0631

0131

12

公 信 案

65

文書課長

昭和六年 参月拾日 接電 (甲 號用紙)

文書課長

淨書

正校(原稿)

淨書

主 通商局長

任 主 任 第二課

正校(原稿)

通二合

號

大正昭和元年参月拾壹日 附

附屬書

通

受信 農林省松村水産局長

人名 市露鎮水産組合榎井組長

發信 人名

市露鎮通商局長

件名

「漁場」

「漁場」の「努力」保護」送

名 込

綴 本三印二方部子子子

本信照合票挿入先

門類 項目 121

分類 6671A 671A

公 信 案

外 務 省

本件「関」柳東執行委員会機関紙掲載記事

上何等為市参事 別紙「通」送付ス

(別添各一部宛送付ス)

S

9420-1

565

I-0631

0132

控

漁場ニ於ケル労働ノ保護

總體ニ極東ノ漁業ニ於テハ殊ニ「オホーツク、カムチャトカ」沿岸ニ於テハ常ニ多數ノ日本ノ労働力カアツタ。一九二五年中「カムチャトカ」ニ送り出サレタ労働者ハ全部テ約二萬三千十四名テ其内二萬一千五百名換言スレハ八十「パーセント」ハ日本労働者テアツタ海面漁場ニ於テ日本ノ労働力ノ優越ナルコトハ前記ノ數字ニ依テモ明テアルカ「オホーツク」海ニ面シタ三〇〇乃至四〇〇基米突ニ亘ル全「カムチャトカ」沿岸ニ散在セル漁場ニ於テハ現在マテ日本労働者ハ全然~~車~~如何ナル權利ヲモ 一 假令ハ露國労働者カ労働保護及團體契約ニ依テ保護セラレ居ル如キ 一 享有シテ居ラナイ日本労働者ハ日本内地テ傭ハルル爲漁場ニ於テハ全然船頭ノ支配下

(赤 梓 紙)

外 務 省

S 9420-1 566

(赤 梓 紙)

ニ在ルノテ船頭ハ彼等ノ主人テアリ命令者テアリ且擁護者(勿論竹ノ鞭ニ依ル)ナ譯テアル

日本労働者ノ労働條件ハ雇傭ニ際シ「雇傭證」ナル特別ノ契約ニ依テ調整セラルルモノテ此ノ「契約」ノ項目中ノ一(生活状態ト労働ニ次ノ様ナノカアル

第六項 疾病又ハ其他自己ノ理由ニ依リ仕事ヲ停止シ又ハ平凡ノ

仕事ヲ遂行シ難キ状態ニ在ル場合ニ於テ自分ノ給料ヲ差引カルルコト或ハ漁場管理部ノ裁量ニヨリ仕事ヲ取上ケ精算ヲ爲サルルコトニ對シ苦情申問數キコト

此ノ項目ハ「カムチャトカ」ノ漁場ニ於テ日本労働者カ如何ナル權利、特典ヲ、又如何ナル保護ヲ享有シテ居ルカト云フコトヲ明ニ示

外 務 省

S 9420-1 567

I-0631

0133

(赤 梓 紙)

シテ居ル此處カラ日本労働者ト露國労働者ノ間ニ勞力ニ對スル賃銀
ノ差異カ生シテ來ルノテアル即チ露國労働者ハ二百六十留貫テ居ル
ノニ日本労働者ハ手當共ニ百六十留貫テ居ルニ過キナイ
極東食料品製造者同盟委員會ハ來ルヘキ團體契約締結ノ季節ニハ經
濟機關及個人漁業家ニ對シテ日本労働者ニモ團體契約ノ適用ヲ薦ム
ルト共ニ「ソヴィエト」聯邦ノ漁場ニ於テ從業シテ居ル日本労働者
ノ労働保護問題ヲ研究シテ居ル

(一九二七年二月十七日「チホオケアンスカヤ、ズヴェズダー」紙)

外 務 省



9420-1

568

I-0631

0134